

堺市公報 第40号	平成30年10月5日発行
	発行
堺市公報	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】 2
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】 3

<公告>

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【財政局契約部調達課】 5
- 南部大阪都市計画地区計画の案の縦覧について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 6
- 南部大阪都市計画用途地域の案の縦覧について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 6
- 南部大阪都市計画生産緑地地区の案の縦覧について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 7
- 都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 8
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】 8
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】 9
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について

【教育委員会事務局学校教育部教育センター】 10

告 示

堺市告示第333号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

区分		医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
1	変更前	スマイル薬局	堺市西区鳳東町1丁65-2 平兵衛ビル1階B室	薬局	平成30年8月1日
	変更後	スマイル薬局 鳳駿 前店	堺市西区鳳東町1丁65-2 平兵衛ビル1階B室	薬局	
2	変更前	スマイル薬局	堺市西区鳳中町2丁31 グ リーンオオトリ	薬局	平成30年8月1日
	変更後	スマイル薬局 大社 前店	堺市西区鳳中町2丁31 グ リーンオオトリ	薬局	

堺市告示第334号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（指定日 平成30年10月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
株式会社 f a m i l i a	堺市南区桃山台3丁30-4	児童発達支援	スポーツアカデミー放課後等デイサービス	堺市堺区南陵町1丁2-11ワード第二マンション1F	2756020208

~~~~~  
堺市告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで | 敷地の |       | 備考                |
|--------|----------------|-----|-------|-------------------|
|        |                | 旧   | 幅員m   |                   |
| 大仙西3号線 | 堺区協和町2丁61番27地先 | 旧   | 10.50 | 109.58            |
|        | 堺区協和町2丁61番1地先  | 新   | 12.90 | 109.58<br>(タ0336) |

公 告

堺市公告第620号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS/MS）システム一式 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

平成30年9月12日

4 落札者の氏名及び住所

クロマトサイエンス株式会社

代表取締役 神田 靖司

大阪府大阪市淀川区西中島4丁目2-12 C Sビル

5 落札金額

¥31,199,040-（取引に係る消費税等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年7月25日

~~~~~  
堺市公告第621号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画地区計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

1 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市美原区黒山地内

2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

平成30年10月5日から平成30年10月19日まで

3 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堀市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第622号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

1 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市美原区黒山地内

2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

平成30年10月5日から平成30年10月19日まで

3 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第623号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画生産緑地地区を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

1 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市

2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

平成30年10月5日から平成30年10月19日まで

3 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

南区槇塚台一丁5番11及び5番12の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府摂津市正雀本町二丁目21番1号イー・ティー・ワンビル201号

株式会社MIRAI

代表取締役 福西 勝也

~~~~~

堺市公告第625号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
中学校教育用タブレット端末一式の賃貸借Aグループ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市中区深井清水町1426番地
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階
教育委員会事務局学校教育部教育センター
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 関西支店
支店長 豊田彰久
大阪市中央区城見二丁目2番53号
- 5 落札金額
¥8,495,280-（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年6月22日

~~~~~

堺市公告第626号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
中学校教育用タブレット端末一式の賃貸借Bグループ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市中区深井清水町1426番地  
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階  
教育委員会事務局学校教育部教育センター
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 関西支店  
支店長 豊田彰久  
大阪市中央区城見二丁目2番53号
- 5 落札金額  
¥8,347,536-（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年6月22日

堺市公告第627号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

堺市長 竹山修身

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量  
包括的ソフトウェアライセンスの賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市中区深井清水町1426番地  
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階  
教育委員会事務局学校教育部教育センター
- 3 隨意契約の相手方を決定した日  
平成30年9月12日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社J E C C  
専務取締役 依田 茂  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 隨意契約に係る契約金額  
¥2,464,344-（消費税額等を含む1か月当たりの賃借料単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 隨意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号